
かすみがうら市立地適正化計画

評価・検証編（新旧対照表）

令和8年3月

序章 計画の目的と位置づけ

1. 目的と役割

我が国は急激な人口減少と超高齢社会に直面しており、今後も更なる人口の減少や高齢化が見込まれています。このような状況のなか、国においては、これらの諸問題に対応するため、平成 26 年（2014 年）に都市再生特別措置法が一部改正され、コンパクトシティの具体的な施策の推進として「立地適正化計画制度」が創設されました。

本市においては、平成 21 年（2009 年）3 月に市の都市計画の基本方針として都市計画マスタープランを策定し、それに基づきまちづくりを進めてきました。現行の都市計画マスタープランの目標年次は令和 10 年（2028 年）、中間年次は平成 30 年（2018 年）とされており、見直しを考慮する時期に差し掛かっています。

このように都市計画マスタープラン策定から 10 年が経過し、JR 神立駅の土地区画整理事業の進展、圏央道等の開通による

広域アクセスの向上など、市の都市計画を取り巻く環境は大きく変化しました。また市の人口は、平成 7 年（1995 年）頃から人口減少へと転じ、安心・安全で快適な生活環境の確保と持続可能な都市運営が長年の課題となっています。本市の将来を見据え、これらに対応した持続可能な都市づくりが求められます。

そのため、市の概ね 20 年後の将来像を明確化するとともに、まちづくりの基本的な方針や地区ごとの整備方針などを定める「都市計画マスタープラン」を改定し、その高度化版として「立地適正化計画」を併せて策定することとします。

2. 計画の概要

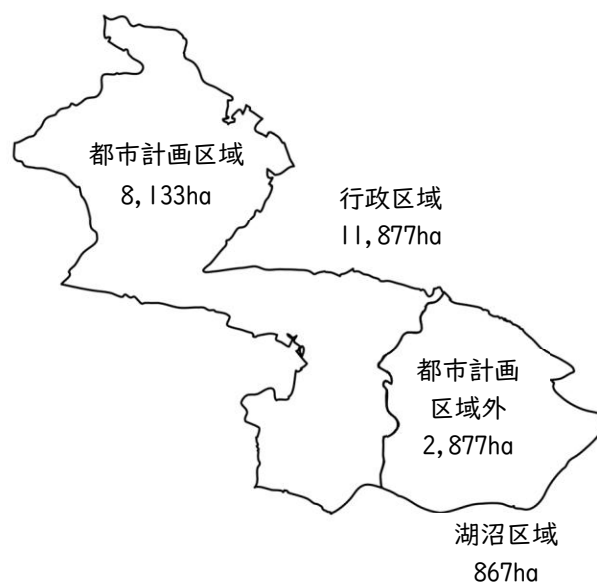
（2）計画対象区域

本市の行政区域 11,877ha のうち都市計画区域は 8,133ha、都市計画区域外は 2,877ha、湖沼区域は 867ha で、都市計画区域の面積は行政区域の約 68.5%にあたります。

立地適正化計画の区域は、都市再生特別措置法第 81 条により、都市計画区域内で定めることとされています。

そのため本計画は、かすみがうら市の都市計画区域 8,133ha を対象とします。

■ 計画対象区域



序章 計画の目的と位置付け

1. 目的と役割

我が国は急激な人口減少と超高齢社会に直面しており、今後も更なる人口の減少や高齢化が見込まれています。このような状況の中、これらの諸問題に対応するため、平成26年(2014年)に都市再生特別措置法が一部改正され、コンパクトシティの具体的な施策の推進として「立地適正化計画制度」が創設されました。

本市においては、平成21年(2009年)3月に市の都市計画の基本方針として都市計画マスタープランを策定し、それに基づきまちづくりを進めてきました。

その後10年以上が経過し、JR神立駅の土地区画整理事業の進展、圏央道等の開通による広域アクセス性が向上している一方で、当市の人口は、平成7年(1995年)頃から人口減少へと転じており、高齢化とともに今後も進行することが想定されています。これにより、生活に必要な施設(医療・福祉機能／子育て・教育機能／商業機能／行政機能)の減少や分散、まちのにぎわいの低下などが課題となっています。

そこで都市機能や居住を緩やかに誘導し、効率的で持続可能な都市構造の実現を目指すため、令和2年(2020年)12月に「かすみがうら市都市計画マスタープラン」の改訂と合わせて、その高度化版である「かすみがうら市立地適正化計画」を策定しました。

本計画では、市のおおむね20年後の将来像を明確化するとともに、まちづくりの基本的な方針や地区ごとの整備方針などを定め、安心・安全で快適な生活環境の確保と持続可能な都市運営によるまちづくりを推進します。

さらに、計画策定から5年が経過したことを踏まえ、目標値の達成状況を評価・分析し、必要に応じて計画の見直しを行います。あわせて、近年の自然災害の頻発化・激甚化を踏まえ、令和2年(2020年)6月に改正された都市再生特別措置法により、立地適正化計画に新たに「防災指針」が記載事項として位置付けられたことから、令和8年(2026年)4月から新たに「防災指針」を定めることとします。

**本計画の改訂の目的および
防災指針の役割について記述を追加**

2. 計画の概要

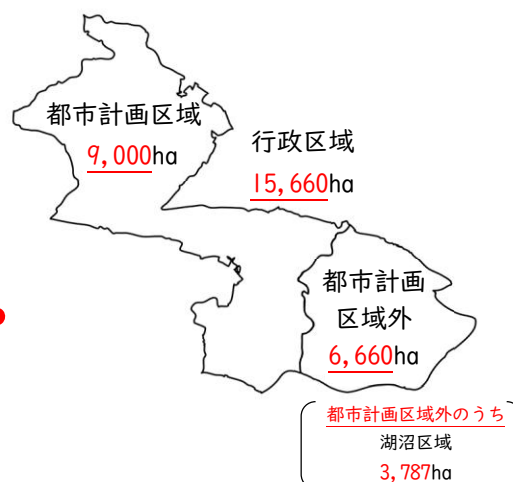
(2) 計画対象区域

本市の行政区域の総面積は15,660haであり、このうち都市計画区域は9,000haで、行政区域全体の約57.5%に当たります。

立地適正化計画の対象となる区域は、都市再生特別措置法第81条により、都市計画区域内で定めることとされています。

そのため本計画は、かすみがうら市の都市計画区域9,000haを対象とします。

■計画対象区域

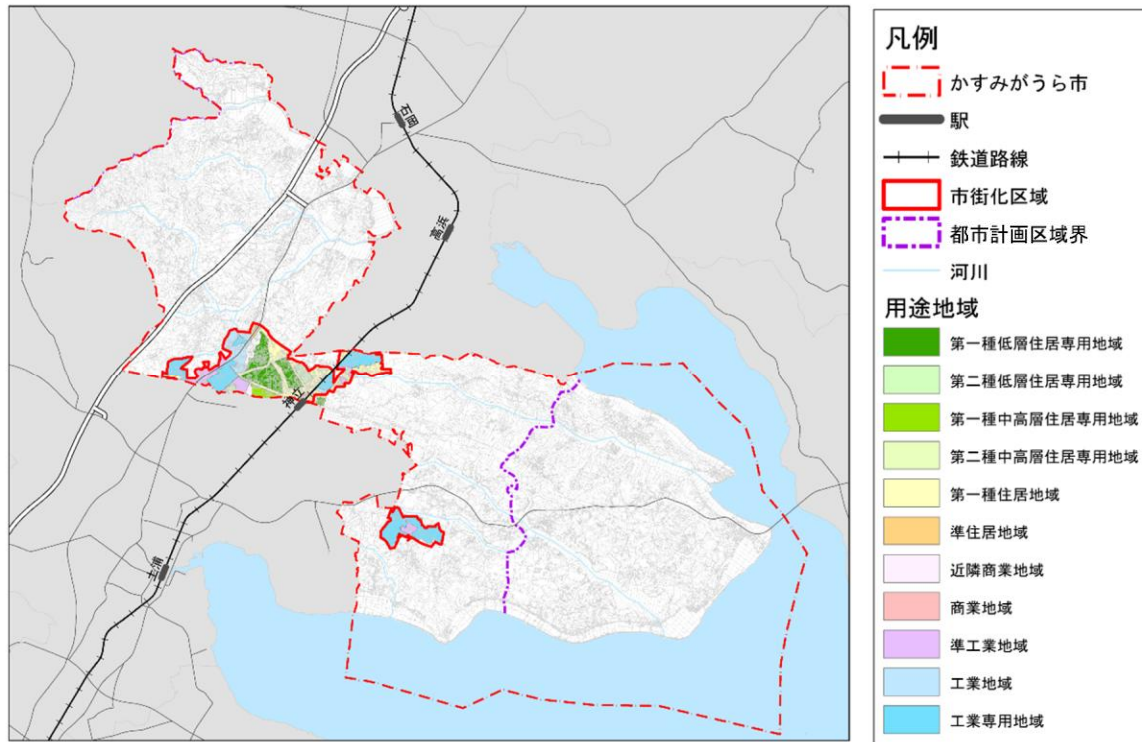


**湖沼区域の面積算入にあわせた
計画対象区域の見直し**

3. 都市計画の概況

現在、本市の都市計画区域の面積は 8,133ha、市街化区域は 754ha となっています。JR 神立駅を中心に西側に伸びる市街化区域と、飛び地市街地として加茂工業団地が市街化区域に指定されています。平成 30 年（2018 年）4 月 2 日には、都市計画道路神立停車場線の整備に合わせて、沿道の第一種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域が第一種住居地域に変更となりました。

■用途地域の指定状況



区分	建ぺい率	容積率	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域	—	—	8,133.2	—
市街化区域	—	—	754.2	100%
用途地域				
第一種低層住居専用地域	50	100	127	16.8%
第二種低層住居専用地域	60	150	20	2.7%
第一種中高層住居専用地域	60	200	15	2.0%
第二種中高層住居専用地域	60	200	3.4	0.5%
第一種住居地域	60	200	203	26.9%
第二種住居地域	60	200	0	0.0%
準住居地域	60	200	5.1	0.7%
住居系小計	—	—	373.5	49.5%
近隣商業地域	60	200	4.7	0.6%
商業地域	80	400	3	0.4%
商業系小計	—	—	7.7	1.0%
準工業地域	60	200	68	9.0%
工業地域	60	200	73	9.7%
工業専用地域	60	200	232	30.8%
工業系小計	—	—	373	49.5%
市街化調整区域	—	—	7,379	—

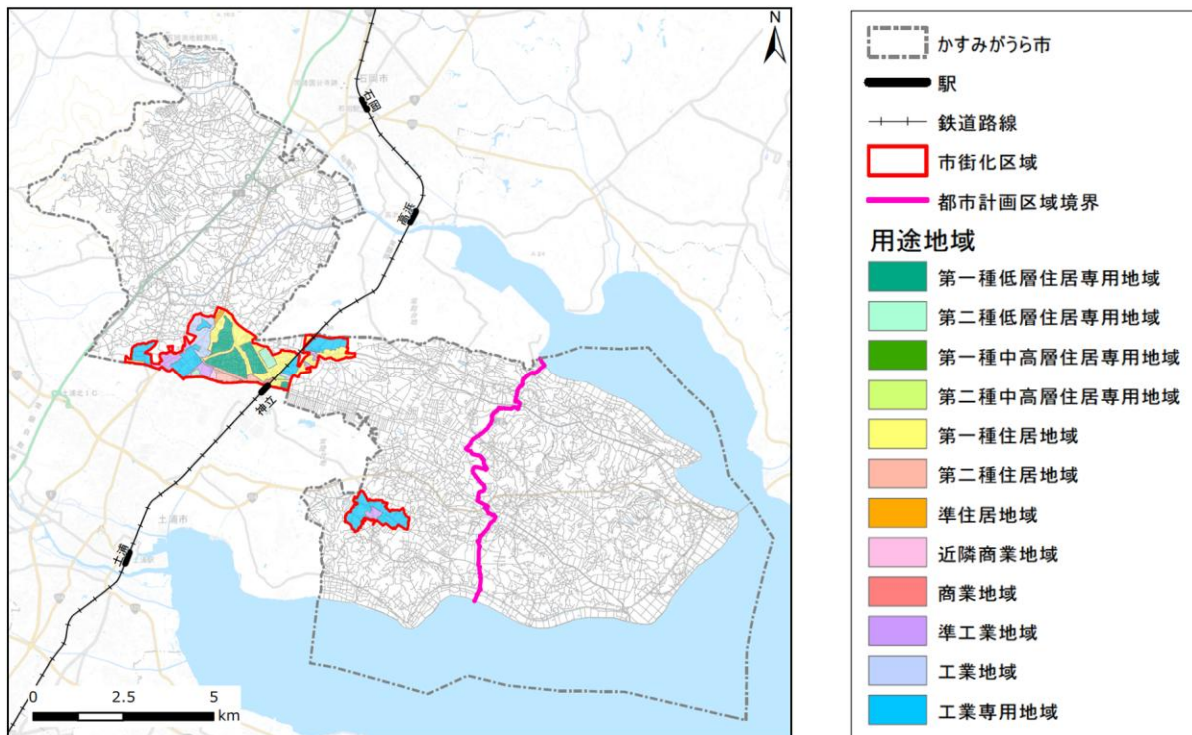
資料：平成28年度都市計画基礎調査をもとに都市計画道路神立停車場線沿道地区の用途変更を反映

3. 都市計画の概況

新たな都市計画の方向性に合わせた 用途地域の見直し

現在、本市の都市計画区域の面積は 9,000ha、市街化区域は 754ha となっています。JR 神立駅を中心に西側に伸びる市街化区域と、飛び地市街地として加茂工業団地が市街化区域に指定されています。令和 7 年（2025 年）2 月には、都市計画道路神立停車場線沿道を中心に面的な土地利用を促進させるため、都市機能の充実、利便性の向上、都市の活力の創出を図ることを目的に、沿道の第一種住居地域を第二種住居地域に、第一種中高層専用住居地域の一部を第一種住居地域または第二種住居地域に変更しています。

■用途地域の指定状況



区分		建ぺい率	容積率	面積(ha)	構成比(%)
都市計画区域		—	—	9,000	—
市街化区域		—	—	754	100.0%
用途地域	第一種低層住居専用地域	50	100	127	16.8%
	第二種低層住居専用地域	60	150	20	2.7%
	第一種中高層住居専用地域	60	200	1	0.2%
	第二種中高層住居専用地域	60	200	3	0.4%
	第一種住居地域	60	200	184	24.4%
	第二種住居地域	60	200	33	4.3%
	準住居地域	60	200	5	0.7%
	住居系小計	—	—	374	49.5%
	近隣商業地域	60	200	5	0.6%
	商業地域	80	400	3	0.4%
	商業系小計	—	—	8	1.0%
	準工業地域	60	200	68	9.0%
	工業地域	60	200	73	9.7%
	工業専用地域	60	200	232	30.8%
	工業系小計	—	—	373	49.5%
市街化調整区域		—	—	8,246	—

資料：市作成

(2) 将来都市構造

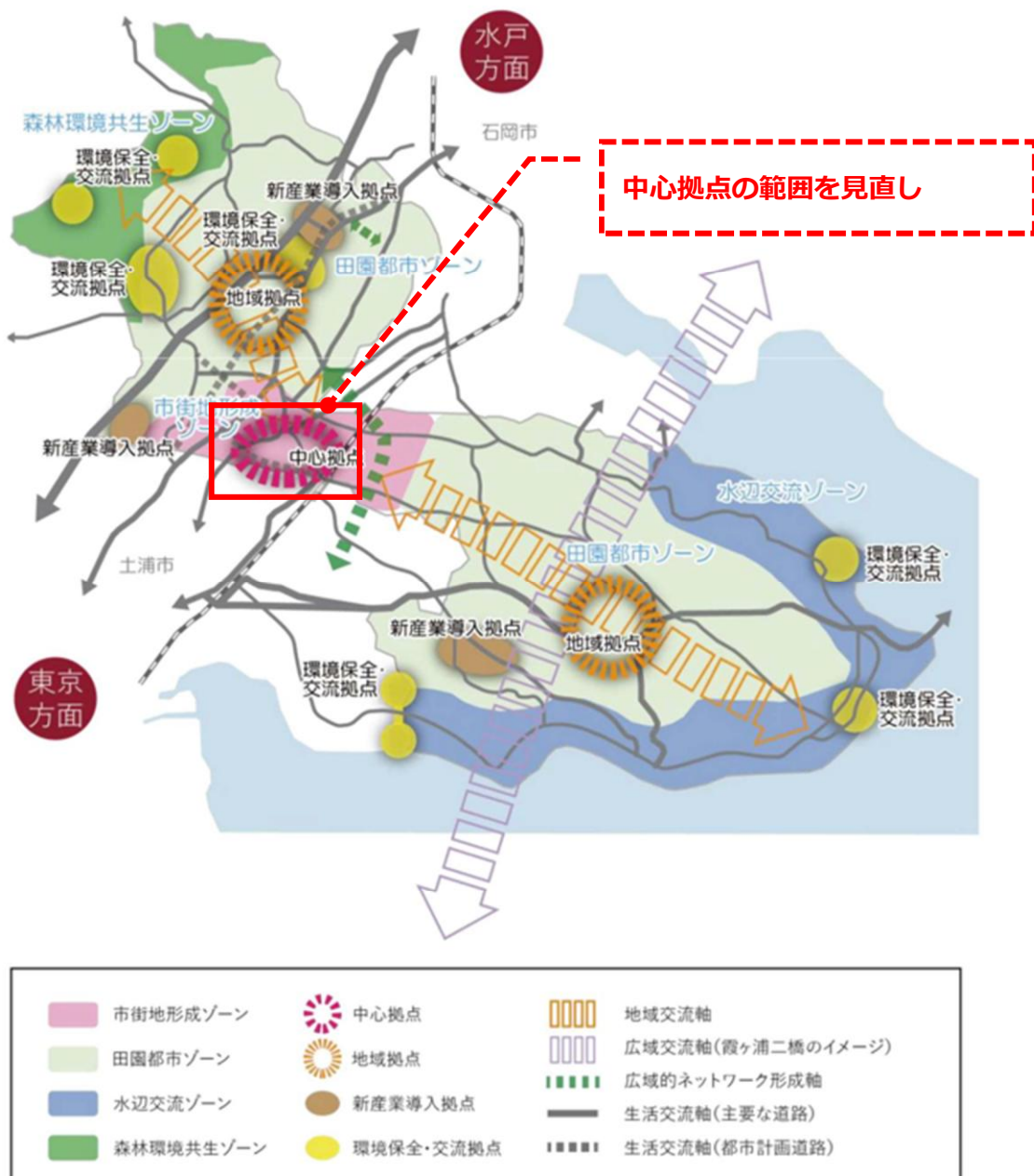
《将来都市構造図》



 市街地形成ゾーン	 中心拠点	 地域交流軸
 田園都市ゾーン	 地域拠点	 広域交流軸（霞ヶ浦二橋の将来イメージ）
 水辺交流ゾーン	 新産業導入拠点	 広域的ネットワーク形成軸
 森林環境共生ゾーン	 環境保全・交流拠点	 生活交流軸（主要な道路）
		 生活交流軸（都市計画道路）

(2) 将来都市構造

将来都市構造図



(3) 将来人口等の設定

①将来人口の設定

第2次かすみがうら市総合計画においては、人口ビジョンによる将来人口推計値をもとに、目標年次である令和8年(2026年)の将来人口を39,314人と設定しています。都市計画マスタープランにおいても、人口ビジョンによる将来人口推計値をもとに、令和22年(2040年)の将来人口を35,484人と設定しています。

【参考】将来人口推計値(人口ビジョンより)

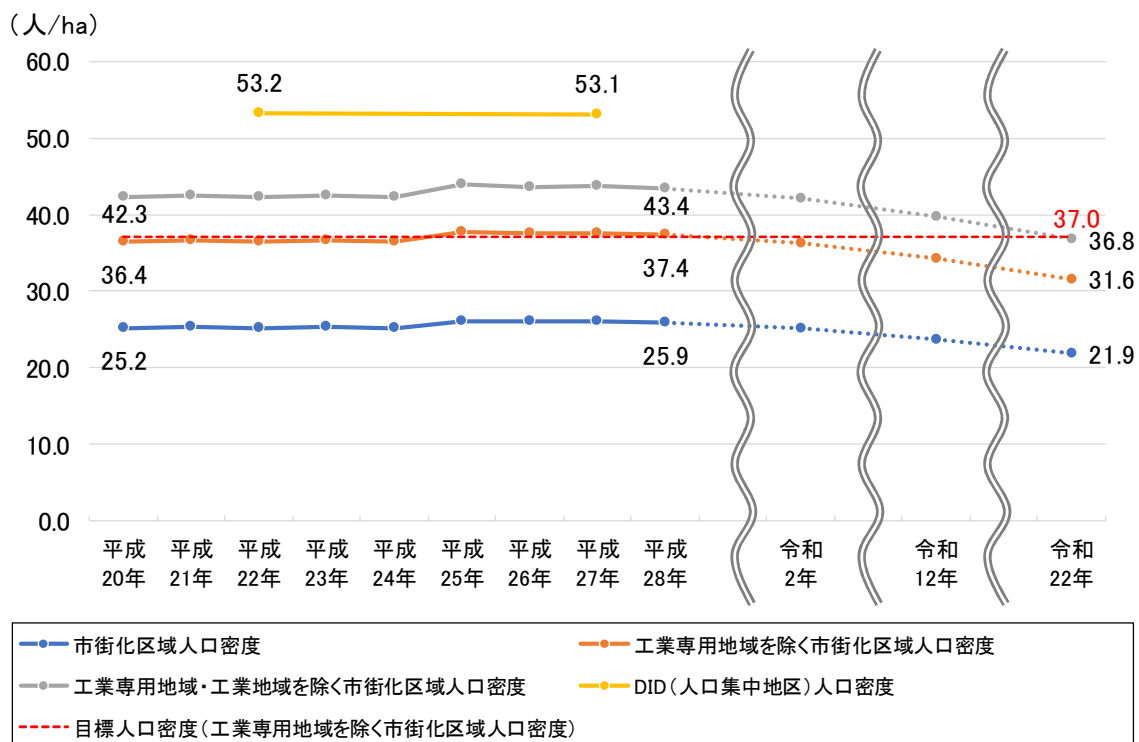
2020	2025	2026	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
令和2年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年	令和32年	令和37年	令和42年
40,954	39,803	39,314	38,442	36,892	35,484	34,051	32,681	31,340	30,024

※人口ビジョンにおける人口推計は5年おきのため、途中年度となる令和8年(2026年)の値についてはTREND推計により算出

②市街地における目標人口密度の設定

目標人口密度の算出にあたって、市街地における人口密度の推移をみると、市街化区域人口密度及びDID(人口集中地区)人口密度は概ね横ばいで推移しています。市街化区域人口密度は概ね25.9人/haで推移していますが、工業専用地域(居住を有しない用途地域)を除くと、概ね37.4人/haで推移しています。

■市街地における人口密度の推移



資料：都市計画現況調査(DID(人口集中地区)人口密度は国勢調査)

(3) 市街地における目標人口密度の設定

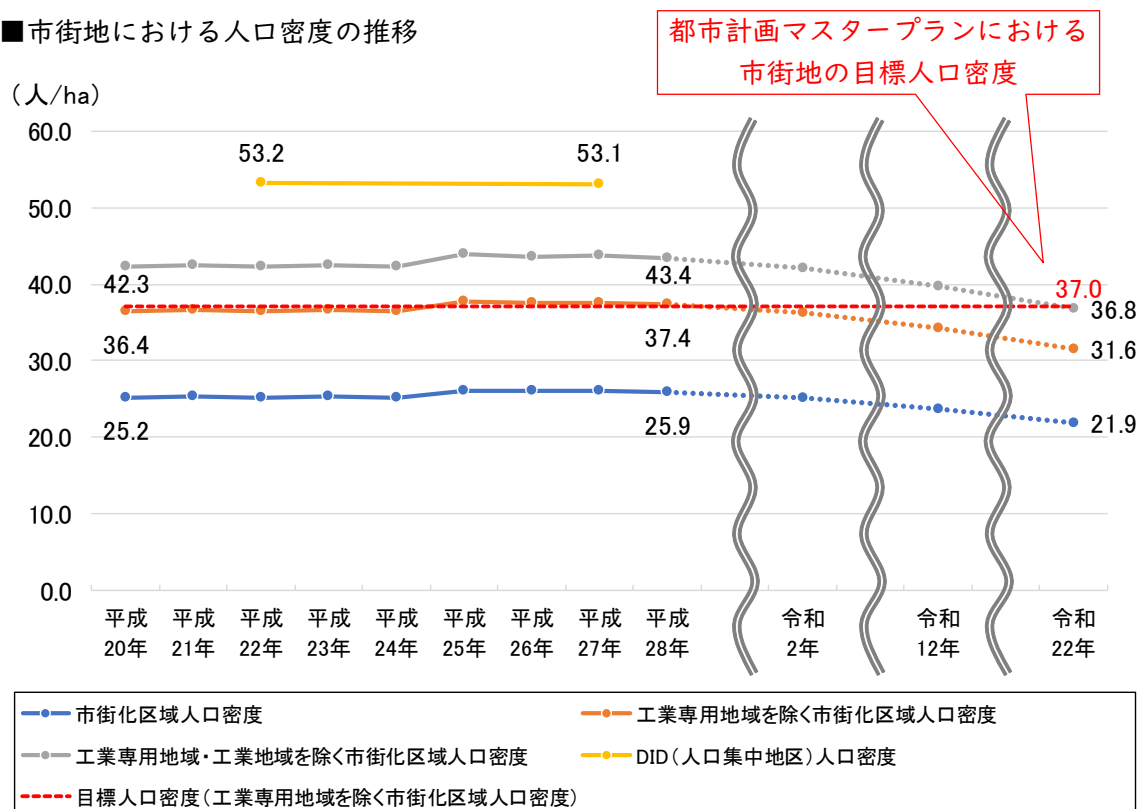
本計画では、人口減少社会においても、中心拠点に都市機能を維持・誘導し、まちなかのにぎわいと活気を実現するために、市街地における現状の人口密度を維持することを目的としています。また、一定のエリアにおいて人口密度を維持するためには、長期的な地区別人口見通しを見据えつつ居住を誘導すべき区域を設定する必要があります。

都市計画マスタープランにおいては、市街地における目標人口密度の算出に当たって、工業専用地域を除く市街化区域を対象に算出しています。工業専用地域を除く市街化区域人口密度は、おおむね 37.0 人/ha で推移していますが、市全域の人口減少に合わせて市街地の人口が減少していくと、令和 22 年（2040 年）には人口密度が約 32.0 人/ha まで低下すると予想されています。

このことから、都市計画マスタープランでは、市街地（工業専用地域を除く市街化区域）の目標人口密度を現状値である 37.0 人/ha と設定し、令和 22 年（2040 年）までに約 2.8 千人の誘導が必要という分析結果が得られています。本計画においても、都市計画マスタープランにおける市街地の目標人口密度を参考に、居住誘導区域内の目標人口密度を設定します。

誘導区域における目標人口密度の考え方
についての記述を追加

■市街地における人口密度の推移



資料：市都市計画マスタープラン

2. 都市機能及び居住誘導に係る施策

(1) 都市再生特別措置法に基づいて行う施策（届出制度）

施策 1 誘導施設の都市機能誘導区域への誘導（都市機能誘導に係る届出制度）

<都市機能誘導区域>

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の新築や改築等を行う場合は、原則として市長への届出が義務付けられます。都市機能誘導区域内への誘導施設の立地の誘導を図るうえで、何らかの支障が生じると判断された場合は、市長が勧告を行うことができます（都市再生特別措置法 第108条第3項）。

（図表略）

施策 2 住宅等の居住誘導区域への誘導（居住誘導に係る届出制度）

<居住誘導区域>

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、居住誘導区域外における住宅開発の動きを把握し、居住誘導区域内へ緩やかな居住誘導を図るため、居住誘導区域外で一定規模以上の開発行為、建築等行為を行う場合は、原則として市長への届出が義務付けられます。居住誘導区域内への居住の誘導を図るうえで何らかの支障が生じると判断された場合は、市長が勧告を行うことができます（都市再生特別措置法 第88条第3項）。

（図表略）

(3) かすみがうら市が主体で取り組む施策（一部、国等の支援を検討）

施策 5 JR 神立駅周辺における都市機能の複合化と交通結節機能の強化

<都市機能誘導区域>

JR 神立駅周辺において、市民意向や公的不動産の活用方針を踏まえ、複合交流拠点の整備を推進するとともに、働く女性の家等の既存施設を活用しコミュニティセンター等への移行に取り組みます。また、JR 神立駅周辺において、待合い機能の強化など、交通結節機能の強化を図ります。

具体的な取組み	概要	活用しうる事業
複合交流施設の整備	JR 神立駅周辺において、行政機能、学習機能、図書館機能、子育て機能、コミュニティ機能などの複合交流施設の整備を推進する。また、観光交流拠点として情報提供、物販、サイクルステーションなどの整備を検討する。	都市構造再編集 中支援事業（高次都市施設）

2. 都市機能および居住誘導に係る施策

(1) 都市再生特別措置法に基づいて行う施策（届出制度）

施策 1 住宅等の居住誘導区域への誘導（居住誘導に係る届出制度）

<居住誘導区域>

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、居住誘導区域外における住宅開発の動きを把握し、居住誘導区域内へ緩やかな居住誘導を図るため、居住誘導区域外で一定規模以上の開発行為、建築等行為を行う場合は、原則として市長への届出が義務付けられます。居住誘導区域内への居住の誘導を図る上で何らかの支障が生じると判断された場合は、市長が勧告を行うことができます（都市再生特別措置法 第 88 条第 3 項）。

（図表略）

変更後 P75

施策 2 誘導施設の都市機能誘導区域への誘導（都市機能誘導に係る届出制度）

<都市機能誘導区域>

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項の規定に基づき、都市機能誘導区域外で誘導施設を有する建築物の新築や改築等を行う場合は、原則として市長への届出が義務付けられます。都市機能誘導区域内への誘導施設の立地の誘導を図る上で、何らかの支障が生じると判断された場合は、市長が勧告を行うことができます（都市再生特別措置法 第 108 条第 3 項）。

（図表略）

居住誘導区域 → 都市機能誘導区域の順に
配置を見直し（以降の記述も同様の変更）

変更後 P77

(3) かすみがうら市が主体で取り組む施策（一部、国等の支援を検討）

施策 5 JR 神立駅周辺における都市機能の充実と交通結節機能の強化

<都市機能誘導区域>

JR 神立駅周辺において、市民意向や公的不動産の活用方針を踏まえ、民間活力による産業・サービスの土地利用の誘導を図るとともに、既存施設を活用しコミュニティセンター等への移行に取り組めます。また、JR 神立駅周辺において、待合い機能の強化など、交通結節機能の強化を図ります。

具体的な取組み	概要	活用しうる事業
<u>官民連携による公的不動産の有効利用</u>	JR 神立駅周辺において、 <u>地域の活性化に資する商業機能や医療機能、宿泊機能など民間企業を誘致し、民間の活力による都市機能の充実と、地域の賑わいを生み出す魅力的な都市空間の創出を図るエリアを検討する。</u>	都市構造再編集 中支援事業（高次都市施設）

施策の方向性についての見直し

都市構造再編集中支援事業の活用方針

「都市構造再編集中支援事業」は立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内（概ね5年）の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組等に対して総合的・集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業です。

本市においては、複合交流施設や観光交流施設の整備、既存施設を活用したコミュニティセンター等の整備など、都市機能の複合化を目的とした事業をはじめ、神立停車場線における自転車ナビマーク等の整備や JR 神立駅東口の歩行者専用道路の整備などの周辺環境の空間形成を目的とした事業等を連携し、JR 神立駅周辺の一体的な整備を図ります。

■都市構造再編集中支援事業のイメージ



出典：都市再生整備計画事業制度の再編等について（案）（国土交通省都市局）

公的不動産の活用方針

本市においては、千代田庁舎と霞ヶ浦庁舎により行政機能が2つに分かれており、市全域を対象とした公共施設の再編とともに、市街地においては、用途によっては機能の過不足等がみられ、地域ニーズに対応した都市機能の再編、既存の公的不動産の活用が求められます。

そのため、都市機能の維持・誘導にあたっては、「かすみがうら市公共施設等マネジメント計画」に基づき、既存の公的不動産や、事業等により新たに生み出される公的不動産については、将来を見据えた適正な公共施設の配置を進めていく必要があります。

具体的には、複合交流施設の整備や既存施設を活用したコミュニティセンター等の整備にあたって、機能の複合化を図るとともに、長期的な視点で行政機能等の集約を図ることとします。また、複合交流施設の整備や JR 神立駅周辺における待合い機能の強化により、新たに生み出される公的不動産については、民間活力を活用し、官民連携による事業推進に取り組みます。

都市構造再編集中支援事業の活用方針

「都市構造再編集中支援事業」は立地適正化計画に基づき、市町村や民間事業者等が行う一定期間内（おおむね 5 年）の医療、社会福祉、子育て支援等の都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化の取組み等に対して総合的・集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業です。

本市においては、民間活力による都市機能の充実と、地域の賑わいを生み出す魅力的な都市空間の創出、既存施設を活用したコミュニティセンター等の整備など、都市機能の強化に資する事業を進めます。

あわせて、神立停車場線における自転車ナビマーク等の整備や JR 神立駅東口の歩行者専用道路の整備などの周辺環境の空間形成を図る事業と連携し、JR 神立駅周辺の一体的な整備を推進します。

■都市構造再編集中支援事業のイメージ

活用方針についての見直し



資料：国土交通省作成

公的不動産の活用方針

新庁舎の追記

本市においては、行政機能が千代田庁舎、霞ヶ浦庁舎、中央庁舎、中央出張所、千代田出張所等、複数の箇所に分かれており、市全域を対象とした公共施設の再編とともに、市街地においては、用途によっては機能の過不足等がみられ、地域ニーズに対応した都市機能の再編、既存の公的不動産の活用が求められます。

そのため、都市機能の維持・誘導に当たっては、「かすみがうら市公共施設等マネジメント計画」に基づき、既存の公的不動産や、事業等により新たに生み出される公的不動産については、将来を見据えた適正な公共施設の配置を進めていく必要があります。

具体的には、民間活力による地域の賑わいを生み出す魅力的な都市空間の形成や、既存施設を活用したコミュニティセンター等の整備に当たって、官民連携による事業推進を図るとともに、機能の複合化等、長期的な視点で効率的な行政機能等の管理運営に努めます。

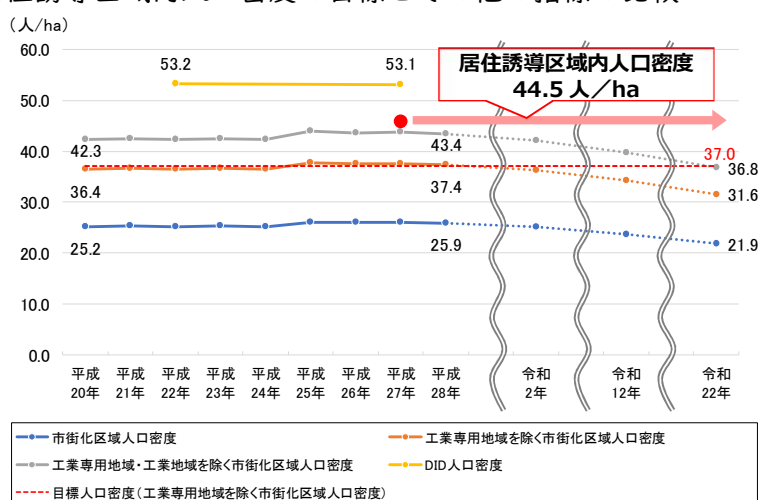
活用方針についての見直し

《目標指標 1：居住誘導区域内人口密度の維持》

指標	現状値（2015 年）	目標値（2040 年）
居住誘導区域内人口密度	44.5 人/ha (人口約 15,500 人)	44.5 人/ha (人口約 15,500 人)

■居住誘導区域内人口密度の目標とその他の指標の比較

居住誘導区域内の人口密度は、平成 27 年（2015 年）で 44.5 人/ha となっています。2040 年においては、都市計画マスタープランにおける市街地の目標人口密度に準じ、現状の人口密度を維持することを目標として、44.5 人/ha を目標値とします。

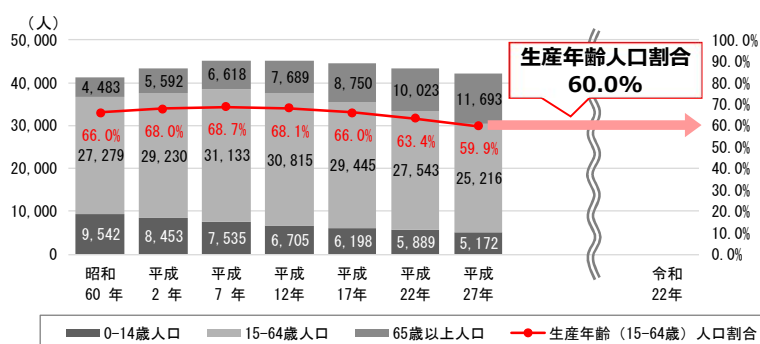


《目標指標 2：生産年齢人口割合の維持》

指標	現状値（2015 年）	目標値（2040 年）
生産年齢人口割合	59.9%	60.0%

■生産年齢人口割合の推移と目標

市全体の生産年齢人口の割合は、平成 27 年（2015 年）で 59.9%となっています。今後も人口減少することが見込まれる中、市外からの子育て世代や若者等の居住誘導を図ることで、2040 年においても維持すること（60%）を目標とします。



第8章 防災指針

(本編および別紙 防災指針編を参照)

防災指針の章を新たに追加

中間評価として最新の数値を追加

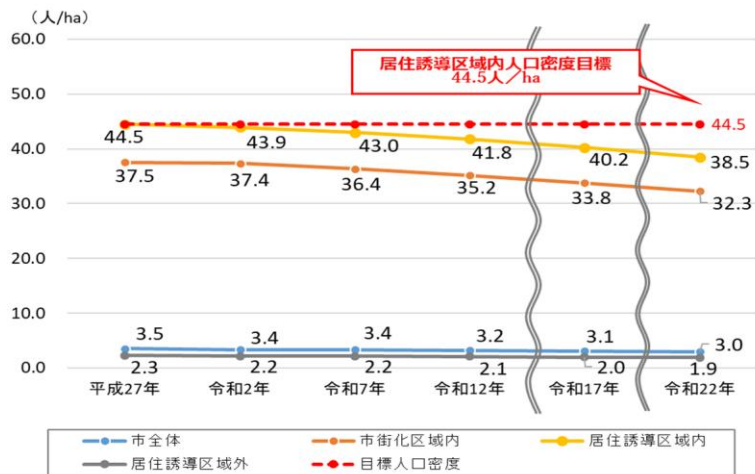
変更後 P101

《目標指標1：居住誘導区域内人口密度の維持》

指標	現状値 (2015 年)	中間値 (2025 年)	目標値 (2040 年)
居住誘導区域内人口密度	44.5 人/ha (人口約 15,500 人)	<u>43.0 人/ha</u> (人口約 14,962 人)	44.5 人/ha (人口約 15,500 人)

■居住誘導区域内人口密度の目標とその他の指標の比較

居住誘導区域内の人口密度は、令和7年(2025年)で43.0人/haとなっています。令和22年(2040年)においては、都市計画マスタープランにおける市街地の目標人口密度に準じ、現状の人口密度を維持することを目標として、44.5人/haを目標値とします。



※国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3 (R2 国調対応版)」より算出

中間評価として最新の数値を追加

《目標指標2：生産年齢人口割合の維持》

指標	現状値 (2015 年)	中間値 (2025 年)	目標値 (2040 年)
生産年齢人口割合	59.9%	<u>57.0%</u>	60.0%

■生産年齢人口割合の推移と目標

市全体の生産年齢人口の割合は、令和7年(2025年)で57.0%となっています。今後も人口減少することが見込まれる中、市外からの子育て世代や若者等の居住誘導を図ることで、令和22年(2040年)においても維持すること(60%)を目標とします。



※国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール V3 (R2 国調対応版)」より算出

＜目標指標 3：誘導施設の立地数の増加＞

指標	現状値（2020 年）	目標値（2040 年）
誘導施設の立地数	36 施設	44 施設

第 7 章で設定した都市機能誘導区域内の誘導施設は、令和 2 年（2020 年）2 月時点で 36 施設立地しています。既存施設を維持するとともに、不足している施設の誘導・整備を図ること
で、2040 年においては 44 施設を目標とします。

■誘導施設の充足率の考え方

機能	施設	既存立地数 (令和 2 年 2 月時点)	都市機能誘導及び施設 整備による立地目標
医療 機能	病院	7	8
	診療所		
福祉 機能	保健福祉施設	0	1
	地域包括支援センター	0	1
	通所型福祉施設	3	4
	小規模多機能型居宅介護施設		
子育て 機能	私立保育園	3	3
	認定こども園		
	地域型保育施設		
	児童館	2	3
	子育て支援施設		
健康増進 機能	スポーツ施設	1	1
商業 機能	スーパーマーケット	14	14
	ドラッグストア		
	ホームセンター		
金融 機能	銀行	2	2
	信用金庫		
文化交流 機能	図書館・図書コーナー	0	1
	コミュニティセンター	3	4
	集会施設		
行政 機能	市庁舎	0	1
	行政窓口	1	1
誘導施設数		36 施設	44 施設

中間評価として最新の数値を追加

≪目標指標3：誘導施設の立地数の増加≫

指標	現状値（2020年）	中間値（2025年）	目標値（2040年）
誘導施設の立地数	36施設	<u>33施設</u>	44施設

第7章で設定した都市機能誘導区域内の誘導施設は、令和7年（2025年）10月時点で33施設立地しています。既存施設を維持するとともに、不足している施設の誘導・整備を図ることで、令和22年（2040年）においては44施設を目標とします。

■誘導施設の充足率の考え方

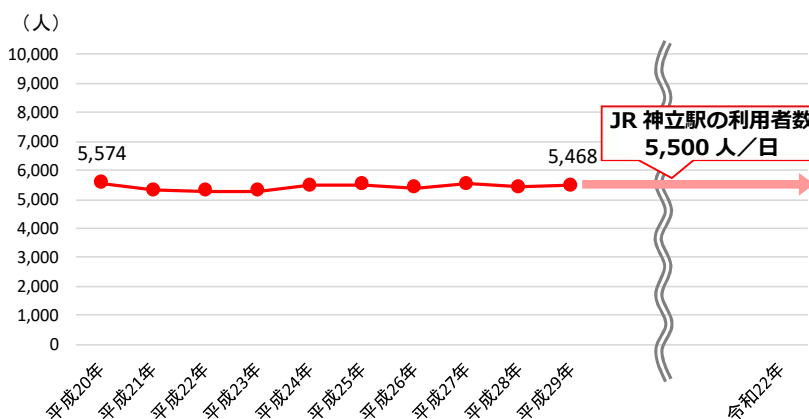
機能	施設	既存立地数 (R2.2時点)	最新立地数 (R7.10時点)	都市機能誘導および施設整備による立地目標
医療機能	病院	7	<u>7</u>	8
	診療所			
福祉機能	保健福祉施設	0	<u>0</u>	1
	地域包括支援センター	0	<u>0</u>	1
	通所型福祉施設	3	<u>3</u>	4
	小規模多機能型居宅			
	介護施設			
子育て機能	私立保育園	3	<u>3</u>	3
	認定こども園			
	地域型保育施設			
	児童館	2	<u>1</u>	3
	子育て支援施設			
健康増進機能	スポーツ施設	1	<u>1</u>	1
商業機能	スーパーマーケット	14	<u>13</u>	14
	ドラッグストア			
	ホームセンター			
金融機能	銀行	2	<u>1</u>	2
	信用金庫			
文化交流機能	図書館・図書コーナー	0	<u>0</u>	1
	コミュニティセンター	3	<u>2</u>	4
	集会施設			
行政機能	市庁舎	0	<u>1</u>	1
	行政窓口	1	<u>1</u>	1
誘導施設数		36施設	<u>33施設</u>	44施設

《目標指標 4：JR 神立駅の利用者数の維持》

指標	現状値（2017 年）	目標値（2040 年）
JR 神立駅の利用者数（乗車人員）	5,468 人／日	5,500 人／日

■JR 神立駅の利用者数（乗車人員）の推移と目標

JR 神立駅の利用者数（乗車人員）は、約 5,500 人／日で推移しており、平成 29 年（2017 年）では 5,468 人／日となっています。2040 年においても、維持することを目標として、5,500 人／日を目標値とします。

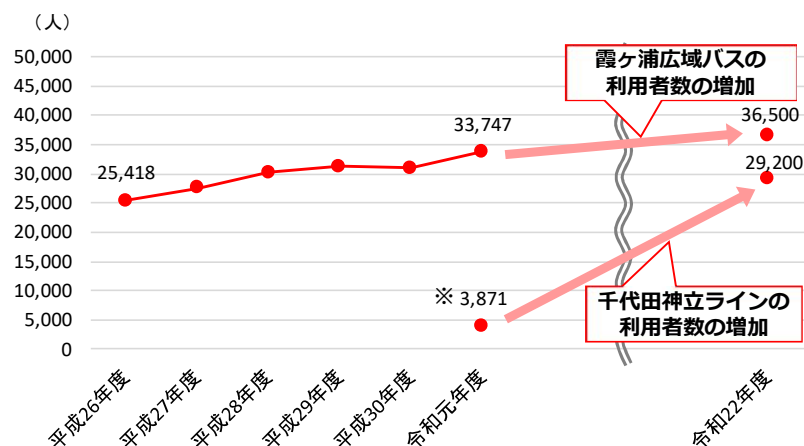


《目標指標 5：市内公共交通の利用者数の増加》

指標	現状値（2019 年度）	目標値（2040 年度）
市内公共交通（路線バス）の利用者数	37,618 人／年	65,700 人／年

■路線バスの利用者数の推移と目標

霞ヶ浦広域バス及び令和元年（2019 年）10 月に運行を開始した千代田神立ラインの利用者数は、令和元年度（2019 年度）では計 37,618 人となっています。今後もバス停徒歩圏域への居住誘導及び地域拠点と中心拠点・周辺都市とのネットワークを形成することで、2040 年度の利用者数を 65,700 人と増加することを目標とします。



※千代田神立ラインの令和元年度の利用者数は、運行を開始した令和元年 10 月～令和 2 年 3 月（6 か月間）の利用者数

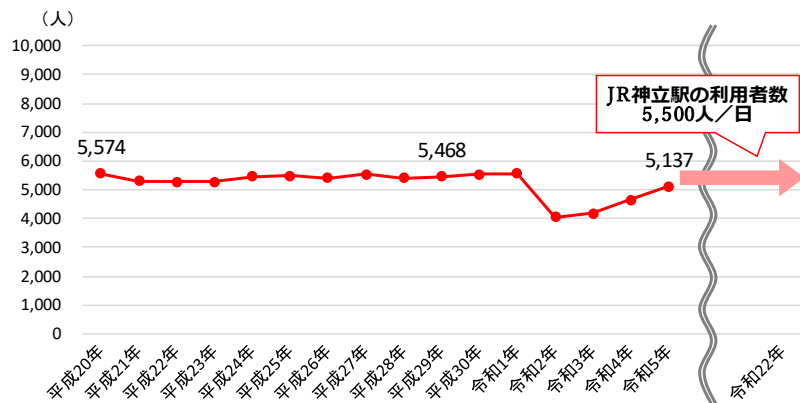
中間評価として最新の数値を追加

≪目標指標4：JR 神立駅の利用者数の維持≫

指標	現状値（2017 年）	中間値（2023 年）	目標値（2040 年）
JR 神立駅の利用者数（乗車人員）	5,468 人／日	5,137 人／日	5,500 人／日

■JR 神立駅の利用者数（乗車人員）の推移と目標

JR 神立駅の利用者数（乗車人員）は、約 5,500 人／日で推移しているが、令和 5 年（2023 年）では 5,137 人／日となっています。令和 22 年（2040 年）においても、維持することを目標として、5,500 人／日を目標値とします。



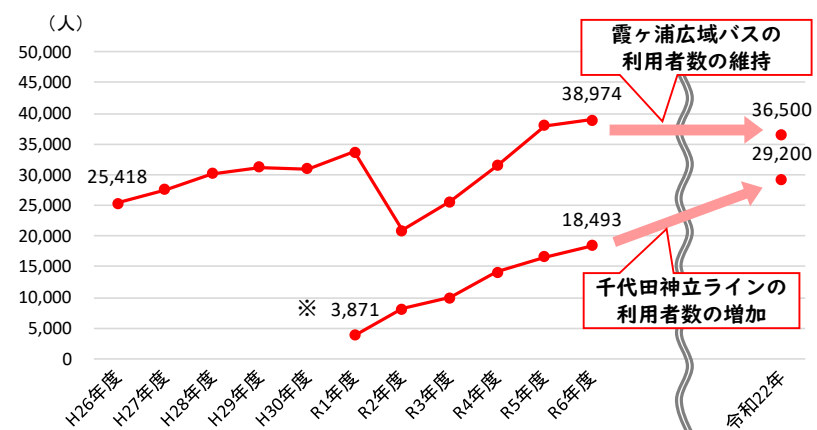
中間評価として最新の数値を追加

≪目標指標5：市内公共交通の利用者数の増加≫

指標	現状値（2019 年度）	中間値（2024 年度）	目標値（2040 年度）
市内公共交通（路線バス）の利用者数	37,618 人／年	57,467 人／年	65,700 人／年

■路線バスの利用者数の推移と目標

霞ヶ浦広域バスおよび千代田神立ライン（令和元年 10 月運行を開始）の利用者数は、令和 6 年（2024 年）度では計 57,467 人となっています。今後もバス停徒歩圏域への居住誘導および地域拠点と中心拠点・周辺都市とのネットワークを形成することで、令和 22 年（2040 年）度の利用者数を 65,700 人と増加することを目標とします。



※千代田神立ラインの令和元年度の利用者数は、運行を開始した令和元年 10 月～令和 2 年 3 月（6 か月間）の利用者数



かすみがうら市
KASUMIGAURA

【編集・発行】

かすみがうら市 都市建設部都市整備課
〒300-0192 かすみがうら市大和田 562
電話番号：0299-59-2111 / 029-897-1111
<https://www.city.kasumigaura.lg.jp>